

令和6年度災害廃棄物研修会実施業務委託仕様書

受託者は、下記のとおり研修会を実施し、履行期限までにその成果を報告するものとする。

記

1 目的

この研修会は、行政関係者と災害時応援協定を締結する民間事業者が連携し、大規模災害の発生時に災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うための人材育成、並びに行政関係者と民間事業者との連携強化を目的として実施する。

2 実施事項（研修内容）等

災害廃棄物を円滑に処理するためには、仮置場や収集運搬体制等を早期に整備し、運営していくことが必要であり、災害廃棄物の処理主体である市町村を始めとする関係者が仮置場の管理運営業務や収集運搬業務等の実態を理解し、それぞれの役割を踏まえ、連携して処理を進めることが必要である。そこで、次の事項を実施し、関係者の災害廃棄物処理に係る知識を身に付けるとともに、共通認識を図り連携の強化を図る。

なお、研修は半日程度で契約期間中1回実施とする。

（1）講演（話題提供）

初動対応をテーマに仮置場の管理運営業務や住民広報、収集運搬業務等に精通した学識経験者・コンサル、または、受託経験のある事業者等からこれまでの知見や経験に基づく講演等を行う。なお、令和6年1月頃に災害廃棄物処理に関する基礎研修を実施する予定であるため、基礎研修の内容を踏まえてより実践的な内容とすること。

（2）ワークショップ

講演で学んだ初動対応について、より知識を深め、身に付くようワークショップを実施する。仮置場の設置・運営に関する基礎知識だけでなく、交通渋滞や勝手置場など関連する課題を含む幅広い内容とし、災害廃棄物処理業務初任者にも理解できる内容とする。また、市町村及び関係団体との連携強化の観点から、地域ごとで班を割り振り、ワークショップ又は意見交換等に取り組むこと。

（3）その他

受託者は、上記1の研修目的達成のため、映像視聴や事務説明など、必要に応じて上記（1）、（2）以外の事項を実施することができる。

3 研修対象者（団体）

（1）上記2の研修会の対象者（団体）は、次のとおりとする。なお、県（循環社会推進課、保健所、防災局、土木建築部、警察本部）は、オブザーバーとしての参加とする。

- ・ 市町村災害廃棄物処理業務担当職員
- ・ 一般社団法人大分県産業資源循環協会（各支部会員）
- ・ 一般社団法人大分県建設業協会（各支部会員）
- ・ 大分県環境整備事業協同組合（各支部会員）
- ・ 一般社団法人大分県解体工事業協会（各支部会員）
- ・ 公益財団法人大分県環境管理協会（各支部会員）

- ・ 県（循環社会推進課、保健所、防災局、土木建築部、警察本部）
- (2) 受託者は、上記（1）のほかに発注者が認めた関係団体に参加要請することができる。

4 実施期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

5 研修会実施上の注意事項

（1）資料の作成等

受託者は、研修状況を報告するため、次の資料を作成すること。

- ① 研修会の実施状況を整理した資料
- ② 「研修会振返りシート（様式任意）」の配布、回収により得られた参加者の研修会に対する意見や要望、感想などを整理した資料

（2）具体的な実施方法

研修会の手順や方法などの詳細については、本業務の趣旨を逸脱することなく、かつ、委託料の範囲内であれば、受託者において柔軟に実施することができる。

6 研修会実施計画書

受託者は、上記2から5までの事項について、発注者と十分協議の上、事前に「災害廃棄物研修会実施計画書（任意様式）」を作成し承認を受けること。

7 受託者が行う業務

受託者が行う業務は次のとおりとするが、必要に応じて発注者に協力を求めることができる。

- (1) 研修内容の提案・実施、有識者・補助要員等の確保、研修対象者への開催通知・募集、必要な資機材調達、研修資料の作成など、本研修業務の開催・運営に直接必要な諸作業
- (2) その他本研修業務の実施に必要な諸作業

8 委託業務完了通知書等の作成

- (1) 受託者は、災害廃棄物研修会実施委託契約書第13条に規定する通知を別紙（第1号様式）により作成し、提出すること。
- (2) 上記（1）の通知書には、成果品として別紙（第3号様式）による報告書に上記5（1）に記載する資料を添付し、提出すること。